

平成27年第17回弘前市教育委員会会議録

日時 平成27年11月30日（月）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

1 定足数確認

2 開会宣告

3 会議録署名者の指名

4 会期決定

5 臨時代理の報告

報告第12号 臨時代理の報告について

(弘前市立図書館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)

報告第13号 臨時代理の報告について

(弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)

6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長兼博物館長 柴田 幸博、教育政策課長 鳴海 誠、学校教育推進監兼学校教育改革室長 櫛引 健、学校企画課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 鈴木 卓治、文化財課長 三上 敏彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午後1時 開会

○委員長（九戸眞樹委員） ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、平成27年第17回弘前市教育委員会会議を開会いたします。会議録署名者に3番佐々木健委員と4番土居真理委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が2件となっております。

・報告第12号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第12号臨時代理の報告について（弘前市立図書館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）、事務局から説明をお願いします。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（伊藤文彦） 報告第12号臨時代理の報告について説明いたします。

弘前市立図書館の管理に指定管理者制度を導入することに伴い、弘前市立図書館条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

本案は平成27年7月17日付、弘前市指定管理者選定等審議会会長から弘前市長に弘前市指定管理者候補者の募集等についての答申を受けたことから、弘前市立図書館の管理に指定管理者制度を導入するとともに、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定めるなど所要の改正をしようとするものであります。

それでは条例案に従いまして、改正の内容について説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。表の右側が改正前の旧条例で、左側が改正後の新条例案となっております。

始めに、設置について定めた第2条第3項中「弘前図書館は、弘前市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て」を「弘前市教育委員会（以下「委員会」という。）は」に改め、「場所に」の次に「図書館の」を加えるものであります。

次に、図書館協議会について定めた第3条第5項中「弘前図書館」を「委員会事務局」に改めるものであります。

次に、遵守事項について定めた第4条第2号中「図書館内」の次に、「（所定の場所を除く。）」を加え、「又は所定の場所以外の場所において」を削り、「若しくは」を「又は」に改めるものであります。

次に、第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加えるものであります。第7条の指定管理者による管理においては、図書館の管理を指定管理者に行わせることができることを規定し、第8条の指定管理者が行う業務の範囲では、その業務の

範囲を、第1号図書館資料(委員会が指定する資料を除く。)の利用に関する事。第2号読書普及事業に関する事。第3号図書館の施設及び設備の維持管理に関する事。第4号その他委員会が必要と認める事。とするものであります。また、第9条の指定管理者が行う管理の基準は、法令等に基づき管理しなければならない旨を規定したものであります。

最後に附則として施行期日であります。指定管理の導入は、平成28年10月1日を予定しておりますので、これに合わせて同様の平成28年10月1日とするものであります。以上です。

- 委員長(九戸眞樹委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番(前田幸子委員) 図書館内所定の場所を除くという新しい項目ができましたが、飲食のできる場所を許可する部分は何か所かあるのか。
- 弘前図書館長兼郷土文学館長(伊藤文彦) 今の段階として想定しているところは、会議室と学習室を考えております。
- 5番(一戸由佳委員) 新しく追加された第8条第4号その他委員会が必要と認めることとは、具体的に何か想定されていますか。
- 弘前図書館長兼郷土文学館長(伊藤文彦) 例えば、指定管理者が提案する事業などについては、協議しながら進めていくこととなりますので、その辺が必要になるかと思えます。
- 委員長(九戸眞樹委員) これまでパワーポイント等の資料を用いて十分な説明をいただいておりますので、条例案の内容についてご理解をいただければと思います。他にご質疑等はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 委員長(九戸眞樹委員) 報告第12号を承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認めます。よって報告第12号は承認されました。

・報告第13号について

- 委員長(九戸眞樹委員) 次に、報告第13号臨時代理の報告について(弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)、事務局から説明をお願いします。
- 弘前図書館長兼郷土文学館長(伊藤文彦) 報告第13号臨時代理の報告について説明いたします。

弘前市立郷土文学館の管理に指定管理者制度を導入することに伴い、弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

本案は平成27年7月17日付、弘前市指定管理者選定等審議会会長から弘前市長に弘前市指定管理者候補者の募集等についての答申を受けたことから、弘前市立郷土文学館の管理に指定管理者制度を導入するとともに、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定めるなど所要の改正をしようとするものであります。

それでは条例案に従いまして、改正の内容について説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。表の右側が改正前の旧条例で、左側が改正後の新条例案となっております。

始めに、職員について定めた第4条を削り、観覧料を定めた第5条を第4条とし、観覧料の減免について定めた第6条を第5条とするものであります。

次に、遵守事項について定めた第7条第2号中「文学館内」の次に「(所定の場所を除く。)」を加え、「又は所定の場所以外の場所において」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条を第6条とするものであります。

次に、入館者の制限について定めた第8条を第7条とし、損害賠償の義務について定めた第9条を第8条とするものであります。

次に、指定管理者による管理について定めた第9条を加え、郷土文学館の管理を指定管理者に行わせることができることを規定するものであります。

次に、委任について定めた第15条を第17条にするものであります。

次に、庶務について定めた第14条中「文学館」を「委員会事務局」に改め、同条を第16条とするものであります。

次に、会議について定めた第13条を第15条とし、郷土文学館運営委員会の設置について定めた第10条、委員について定めた第11条、及び委員長及び副委員長について定めた第12条を2条ずつ繰り下げし、第9条の次に次の2条を加えるものであります。第10条の指定管理者が行う業務の範囲では、その業務の範囲を、第1号第3条に規定する業務その他文学館で行う事業の実施に関する事。第2号文学館の施設及び設備の維持管理に関する事。第3号その他委員会が必要と認める事。とするものであります。

次に、第11条の指定管理者が行う管理の基準は、法令等に基づき管理しなければならない旨を規定したものであります。

次に、観覧料について定めた別表の「(第5条第1項関係)」を「(第4条第1項関係)」に改めるものであります。

最後に附則として施行期日ではありますが、指定管理の導入は、平成28年10月1日を予定しておりますので、これに合わせて同様の平成28年10月1日とするものであります。以上です。

- 委員長(九戸眞樹委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番(前田幸子委員) 職員について定めた第4条が削除になっていますが、これは指定管理に基づくものですか。また、所定の場所というのは文学館のどこになりますか。
- 弘前図書館長兼郷土文学館長(伊藤文彦) 職員について定めた第4条は、指定管理

者制度に移行することになりますので、削除したものであります。次に、所定の場所とは、今のところ1階部分のロビーを想定しております。

○1番（九戸眞樹委員） ロビーとは、階段があるところのホールですか。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（伊藤文彦） ソファがあるところを想定しております。

これは1階にもありますし、2階の階段を上ったところにもあります。

○1番（九戸眞樹委員） 2階も含めてということですね。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（伊藤文彦） そうです。

○委員長（九戸眞樹委員） 資料で見るとかなり見やすいですが、文字だけで見ると素っ気ないものですね。必要なことを定めるという意味では、これは必要な手続きだと思います。

他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第13号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第13号は承認されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって平成27年第17回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時16分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 佐々木 健

署名者 土 居 眞 理